

○桜井委員長 引き続き、陳情審査に入りたいと思います。二番町地区のまちづくり関連についてでございます。本件に関する陳情は、新たに当委員会へ送付された陳情、送付7-16、二番町地区再開発に関する陳情、送付7-17、都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」つくりに関する陳情及び継続中の送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から56、参考送付、送付6-8、18、26、38、39、送付7-5と7の合計30件でございます。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため一括で審査することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、まずは執行機関から、何か情報がありましたら頂きたいと思います。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 それでは、陳情の内容に関わりますので、二番町の経緯について少し詳しく経緯を説明させていただきたいと思います。

二番町地区については、二番町地区を含む日本テレビ通り沿道地域で、平成29年、地域の品格ある住宅地と先進的な業務、商業の調和を目指したまちづくりの推進を目的として活動されていましたが、日テレ通り沿道の6町会等により構成される日テレ通りまちづくり委員会から、区に対してまちづくり方針案が提出されたところではございました。それを受けまして、平成30年に区が事務局となりまして、町会、地域の住民団体、あるいは学校、企業、学識経験者で構成される日本テレビ通り沿道まちづくり協議会を設立し、地域課題の抽出や対応策に関する議論が開始されました。

提出されたまちづくり方針案の中に高さ150メートルという記載があり、二番町地区地区計画も制定されているところから、日本テレビ跡地の計画内容を議論すべきという意見が寄せられ、協議を進めていくということにしたところではございます。それ以降、オープン型の説明会の開催や沿道協議会にて議論された地域課題、あるいはそれを踏まえた日本テレビ開発への要望の整理が沿道協議会でなされ、それを受けた形で、令和4年9月、沿道協議会にて日本テレビが計画案、高さ90メートルを提示し、その後、区に対して都市計画提案がなされました。

区はそれを受けまして、都市計画法の16条2項の説明会及び縦覧、意見募集、また同条の公聴会を実施するとともに、その後、17条の公告、縦覧、意見募集を経て、令和5年3月の都市計画審議会に付議した結果、地区計画変更案について継続検討することと、及び都市計画審議会の学識委員による専門家会議において内容を検証することが決定されました。翌年度、令和5年度に、今の都市計画審議会のことを受けまして、専門家会議を設置し、議論いただき、都市計画審議会に対して専門家会議から新たな地区計画案で手続をやり直す。街区公園規模の広場の整備及び駅へのバリアフリー動線を改善すること。容積率700%については詳細を確認した結果、700%は認められる。4番目として、高さは60メートルのまちなみに配慮しながら、最高で80メートルを超えないとの見解が報告されて、その見解を踏まえまして、日本テレビから修正案が区に提出されました。

それを受けまして、区では令和5年11月から、16条の説明会、縦覧、意見募集。令和6年、翌年ですね、令和6年1月から17条の手続の縦覧、意見募集を経て、令和6年2月の都市計画審議会に付議し、3月の都市計画審議会にて附帯決議をつけて、地区計画変

更することについて、賛成13、反対5という形で、賛成多数で採決されたということでございます。

その後、手続としましては、令和6年7月に地区計画の変更の都市計画決定告示がなされるとともに、関連する建築条例の改正についても令和4年区議会第2回定例会議にて審議、可決され、公布がなされております。

資料につきまして、ファイル番号03、環ま03、二番町地区に関する陳情書一覧をご覧ください。こちらに、左にナンバーを振っていますけど、1から23までがご説明しました都市計画手続や建築条例の手続に関する陳情でございます。

続きまして、24番以降については、都市計画審議会での附帯決議について記載されているものが多いですので、附帯決議について簡単に説明させていただきます。

附帯決議では、地区の融和を図るために前向きに話し合える場づくりに協力するよう区に要望を頂いております。これを踏まえまして、令和7年1月に「番町次世代シンポジウム」と称して、番町をよくしていくアイデアを出し合うワークショップ形式の場、参加者30名弱を開催したところでございます。

前回の当委員会でも、次のシンポジウムの開催について質問がありました。次回のシンポジウムの内容、形式、あるいは運営方法などはただいま企画中でございますけど、特に日本テレビ二番町再開発にテーマを絞って、番町地域の方々の懸念や心配事を解消するような場ができるように、今、鋭意検討中でございます。参加者についても、前回は形式も踏まえて限定的となりましたが、会場の都合があるものの、できるだけ多くの方に参加できるよう、また専門家にってもらい客観的な見解も頂きつつ、ファシリテーターによって効果的に会を運営していきたいと考えてございます。引き続き関係者と調整を進めながら、会の開催を具体化していきたいと考えております。具体的に決まり次第、当委員会にも情報提供させていただきます。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。今ご報告がありましたとおり、この二番町地区に関する陳情については、お手元の資料の1番から30番まで30件あるということでございます。1番から21番までについては令和5年、22、23については令和6年ですけども、17条または都市計画審議会、法的問題点の確認ということであっている陳情でございます。24番から30番までが附帯決議についての陳情ということでございます。先ほど理事者のほうから報告がありましたとおり、都市計画決定がされているということと、それと、議会においては建築条例についての議決が既に行われているというところの中での陳情がこれだけ出てきたというところでございます。

委員の皆さんからご質疑がありましたら、頂きます。

○岩田委員 この6-26、特に6-38以降は、この附帯決議がつけられた都市計画決定以降のことなので――ですよね。これが十分実行されていない段階で終了してはいけないと、そのように思っております。まずシンポジウムというのが、7-5以降かな。シンポジウムというのが行われた後のもので、これからやり直すというような話でしたけども、この前回のシンポジウムというのは、住民が附帯決議を知らないまま募集されたものだというふうに認識しております。なので、今後その説明をちゃんとして、附帯決議というのがされました、こういう経緯でされました、内容はこういうものですよというのをちゃんと

説明した後でやらないと、区のほうは一応こういうのをやりましたよとは言っても、聞いていないよみたいなことになって、また分断というか、また後でもめることになってしまいますので、そこはちゃんとやっていただきたい。部長もこの前、何かちゃんとやっていただけるといようなお話で、ありがたいんですけども、それ、ちゃんと前もって附帯決議のこととかもちゃんと説明して募集をしていただきたいと、そういうことです。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 岩田委員が言われるように、周知方法についてはこれまでの経緯も含めて区報等に載せて周知をしていって、当日のシンポジウムの会においてもそのような、これまでの経緯みたいなことも簡単に触れたいと思っています。

以上でございます。

○岩田委員 募集の段階から、ちゃんと。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 はい。

○岩田委員 そういう附帯決議、こういうのがついたんですよという経緯、そして中身もしっかりやっていただきたいというのと、あとは、この人数制限の話もちょっとありましたけども、人数制限って、会場の都合と言うんですけど、それは区が頑張ってるってやっていただいて、皆さんがちゃんと話を聞けるように、そういうのをちょっと努力はしていただければなと思います。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 おっしゃるように、これまでの経緯も含めて中身を周知しつつ募集するとともに、会場についてもできるだけ多くの参加者が参加できるように会場選定をしていきたいと思っています。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○小野委員 今回30件のものがあるって、今、岩田委員からあったとおり、附帯決議に関することと、それから二番町の地区計画の変更がもう既に完了しているということで、大きく分けて二つの陳情に分かれるのかなと思うんです。ですので、一旦この陳情審査というところでは、二番町地区の地区計画変更に関するということというのは、一括でぜひとも質疑をしていただいて、この陳情をどうするかということなども何とか整理していただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○桜井委員長 僕に聞いているのね。

○小野委員 あ。

○桜井委員長 えっ、僕について聞いているの。一括でと言わなかったっけ。

○小野委員 そう。全部一括でになっていたの。

○桜井委員長 えっ。

○小野委員 全部一括でになっているので、地区計画の変更——ごめんなさい、委員長。

○桜井委員長 はい、小野委員。

○小野委員 ちょっと聞き逃しがあったら申し訳ありません。6-18までが二番町地区の地区計画の変更に関することですよ。ですので……

○桜井委員長 6-18。はいはい。だから、さっきそれを私が言ったの。

○小野委員 ああ。じゃあ、ここまででいいですよ。

○桜井委員長 いやいや、いやいや、（発言する者あり）あのね……

○小野委員 じゃあ、もう一回お願いします。

○桜井委員長 審議は最後の30番までが対象なんですよ。対象なんです。ただ、30番まで今日私が整理できるのか、23番までを整理できるのか、21番までを整理できるのかは分からないの、今の段階では。でしょ。で、執行機関からご答弁いただいたけども、委員の皆さんとのやり取りの中で、さっきほかの陳情でもありましたけども、もう既に、何々の前に決めてねと言っても、何々の前というのはもう既に終わっちゃっていますよね。だったら、ちょっとその辺については陳情として結論が出せないじゃないですか。そういうものについては結論を出すことができますよねと。ね。ただ、それが何なのかというのを、一番最後に皆さんとのやっていることを、意見を言っていたらいいことを委員長が受けて、こういうのでどうですかということ委員会としての決を出すという、そういうことなの。対象は30件ですよ、30件。

○小野委員 30件一括。

○桜井委員長 そうそう、一括で、今議論をしているわけ。どうぞ、いいんですよ、言ってください。

春山委員。

○春山委員 この陳情の中に幾つかあって、今までも委員会でも何度か質疑をさせていただいているんですけど、住環境への影響調査というのが懸念されているという陳情が幾つか入っているんですけども、これまでの委員会で、住環境も考慮したこの開発がどのような影響を及ぼすのか、交通量調査も含めて調査していくというご答弁を頂いていると思うんですけども、その辺りの進捗状況について教えていただけますか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 今、春山委員が言われたのは、住環境として、単に開発だけじゃなくて、エリアへの全体の交通量の件だと認識しております。そちらについては、今年度、まさに今、交通量の事業者にもヒアリングをしながら、こういった形でどういう範囲でやっていくかというのを、今、調査の中で詰めているという状況で、これから進めていくところでございます。

以上でございます。

○春山委員 ありがとうございます。住環境調査という意味で、現在の交通量も大事なんですけれども、住民の方々が生活しやすい環境、1階のグラウンドレベルも含めて、そういったまちにしてほしいという意見がすごく、この二番町の開発を通してすごく意見が強くなってきている中で、今後のウェルビーイングを見据えた形での環境調査項目というのを、項目がすごく大事だと思うので、その辺はどのように検討されているんでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 今、春山委員が言われていた、単に交通量だけじゃなくて住宅街としての住環境の重要性をどういうふうに可視化していくかというところにも含まれると思うんですけど、そういったことも含めて、車や人の交通量だけじゃなくて、こういった項目を調査していったらいいかというのを、まさに今、調査の中でどういう項目を加えて調査していったらいいかというところを、すみません、検討しているというところでございます。

○春山委員 ありがとうございます。その調査項目というのが今後のまちづくりにしっかりと反映されていくように進めていただきたいと思います。

二つ目がシンポジウムに関連するんですけども、今後のシンポジウムはあくまでも日

テレの二番町地区に関する意見交換をしていくというような、絞っていかれるんでしょうか。1回目のシンポジウムで、番町地区計画の対象とそうでない意見というのもあったと思うんですけど、その辺の仕分の仕方は今後どのように検討されていく予定でしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 2点ございまして、1点目、次回のシンポジウムについては、これまでも少し当委員会でも意見があったとおり、少し二番町の再開発の懸念事項とか心配事を解消するような場が前回なかったので、二番町地区にテーマを絞って開催していきたいと考えております。

一方で、2点目にご質問のあった、前回のシンポジウムで頂いた二番町地区に関する意見とそれ以外の番町エリアに関する意見、二つあったと思うんですけど、二番町地区については、今後そのような意見については当然開発事業者の日テレさんに伝えていくとともに、番町エリアのご意見については、今後また、今、ストップしておりますけど、日テレ通り沿道の地域の将来像、ビジョン、そういったものの検討をどのように今後進めていくかにも、そこも検討しないといけないんですけど、そのつくっていく中に盛り込んでいくといったような形かと考えてございます。

○春山委員 きっかけはもめごとからスタートしたと思うんですけども、シンポジウムのような形で皆さんが意見を言える場をまずスタートできたということは、千代田区にとってとてもいいきっかけだったのかなというふうには思っています。この方も、ずっと前回の委員会からも質問させてきていただいているんですが、こういった住民の声をまちづくりルールとかガイドライン的な構想に反映して、都市マスタープランはあくまでもマスタープランですけど、そういうビジョンを併せてつくりながら将来のまちづくりに反映させていくということ、ぜひもめごとから、もめごとの対処だけじゃなくて、そういうまちづくりの仕方というのを千代田区でも積極的に今後検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 きっかけはこういうきっかけでございまして、結局多くのいろんな価値観とかご意見の立場が、住まわれている方、働かされている方がいらっしゃる中で、やっぱり将来ビジョンというものをある程度共有しながら、まちというのは発展的に進んでいくと思いますので、委員が言われるように、そういった将来ビジョンの策定に向けて、今の二番町の開発をきっかけに、そういうステップに、できるだけ早く行けるようにしたいと考えてございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 7-17でもあるんですけども、都計審の附帯決議について、ここで、全ての関係者がこの問題に関して前向きに話し合える場づくりに協力することを切望しますと。そもそもこういう附帯決議というのは行政のやっていることなんで、まちの人にこういう附帯決議がされたよというのはなかなか分かりにくいところがあります。今この中でも、要するに対立する、地区住民を二分するようなことが起きている、起きているというように触れているんで、情報の共有が一番大切だと思うんですね。これ、聞いた、聞かないということ、ある人は知っているんだけど、ある人は知らないというのが一番困るんで。

その辺で、この中で、附帯決議の中でも大変重要な項目が、地区計画の決定である高さ、

容積率にて、それぞれ上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて、上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないと書いてあって、それも結構分かりにくいんですね、内容が。一方の見方ですとどうなるのか。一方の見方、要するに事業者のほうで見る見方と、住民のほうの見る見方、二分をしている一方の見方と一方の見方というのはすごく変わっちゃうんで、その辺の調整というのかな、分かりやすさの説明が要するというのが一つと。

そのために、こういう混乱、混乱というか、意見のたくさんあるところは、情報をいつでも取れる場所をつくるべきじゃないかと思っているんですね。僕、前から説明会をやれということを書いていたんだけど、説明会というのは単発的にこれは絶対やらなくちゃいけないんだけど、そっちじゃなくて、よく行政が使う、事業者が使う、オープンハウスみたいなのがありますよね。あれ、オープンハウス、説明会にしたというのが僕はよくないよという指摘をしているだけで、オープンハウスみたいな、オープンハウスといってオープンにして、そこに情報、今までの情報を、来れば見れるとか知れるとか、これはバーチャルも含めてなんですけれども、そういう場づくりをつくると、住民間の情報の格差ができないようにしたい。したほうがいいのか、してほしいということなんですね。

それで、先ほど再開発のところでも、事業者の中でいつも理解が違っちゃうのは、事業者は例えば80メートルは地区計画で決めて、しめせんと。そこ、いっぱいがどうなっているんじゃないかと、ちゃんと住民の意見を聞きますと。住民の人はそう思うと、いや、80メートルを、これ、70メートルにしてくれるんじゃないかとか、なっちゃうわけですよ。そういう温度差がないようにするには、やっぱり事業者も基本的にはお願いベースなんで、もう決まった、地区計画も決まっているんで、お願いベースなんで、そのお願いをどこまで聞いてくれるのかは、俗に言うどこまでののり代で事業者も聞いてくれて、住民もどこまでそれが理解してくれるかというような話合いの場も要る。なおかつそれが、事業者とそうじゃない人との話合いがちゃんと行われていれば、結局はぶつからない。高さだけじゃないですよ。いろいろな先ほど交通の問題もあったし、交通量だって、事業者のほうとしては交通量はこれは全然問題ありません。だけど、生活感の中では増えちゃうと困るんだよというような意見を調整していくのが本来の場所なんで、それが話合いということで。生活感と数字とは違うんで、その辺の調整もしたい。

なおかつ風なんかもそうなんで、風環境というと、風の吹き方が違うんで、生活感で、この通りはすごく吹くんだよということと、数字で出すと、ここは商業地に吹く健やかな風みたいになっちゃうんでね。数字上はこれは3だから大丈夫です、みたいな。そうじゃないと思うんですよ。生活感のある人はこの通りはすごく風が吹くんですよとか、そういう情報も聞きながら、その風対策をしていったりするというのが話合いの中でできていくというのは、そのレベルを合わせたいということがこれからも望まれるし、陳情もそうじゃないと、同じような陳情が何回も出てきちゃう。私たちは聞いていませんみたいなのが。そうすると、これ、説明したのか、説明したのかとなっちゃうんで。いや、説明していますと。ここに役所でよく言う「貼り出しました」みたいじゃなくして、今後はそういう、いつでも聞ける場所、バーチャルでもいいし、オープンハウスみたいなのがあって、ここに来れば説明する人もいてくれると。もしくはそこに何か、私はこれを聞きたいんですよなんて、こう、ぺたっとシールか何かを貼っておくと後で答えてくれるとか、というよう

な知恵がこれから要るんじゃないかなと思うんです。陳情全体を通して見ても。

特に附帯決議が、今、役所のほうもある意味縛られているし、事業者のほうも附帯決議を遵守する立場にあるから、その辺を考慮して今後進めていけば問題がないかと思うんで、その辺の見解をちょっと頂きたいと。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 先ほどの小林たかや委員のご意見で、情報格差が起きないようにということがあったと思います。それについてどのような形で周知するかという、今は区のホームページとかでこれまでの経緯とかを掲載して、載せているところでございますけど、その中で今大切なのは、やはりこの附帯決議を踏まえて、やっぱりリアルで説明会というか、前向きに話し合える場というのが大切なかなと思って、まずはそれをちょっと取り組ませていただいているというところでございます。

それで、区と同じように単なる説明会みたいな形になると、どうしても対立構造的な形になってしまうので、どのような形がいいかということで、ちょっと先ほども説明したとおり、いろんな立場、学識経験者とかファシリテーターを入れながら、もしそういう融和の場を持って説明していったほうがいいのかというところで、ちょっとリアルな場をまずは設定させていただいているところでございます。ある程度の段階で、また、委員がおっしゃるように、どのような形で発信していったらいいかということも検討していきたいと思っています。

○小林委員 それも非常に前向きな話でいいんですけど、意見を聞く場とか、説明をするも、いつやるのかも含めて、少し知恵を出していったほうがいいと。例えばですよ、やれというんじゃないくて、部長はすぐやってくれるんだけど、部長ね。例えばですよ、まちづくりのことなんかで言うと、どこかかな、千葉県の何とか市、何市だったか忘れちゃったけど、例えばバスに、こういう説明会がありますよという、バスに貼って動かしたり、それから意見を聞きますみたいなのも、千代田区の風ぐるまみたいなのに貼ったり、中に置いたり、意見を聞くシートを置いたり、ここで説明会があるみたいなのをやって、なるべく多くの人に説明会に来てもらったり、身近な人、関連した、そこでやるみたいよというのも伝わるような、風ぐるまにつけたり、広告代わりに、今、風ぐるまに広告がついているけど、広告じゃなくて、そういう区とか組合が、協議会でしょうか、委員会、説明会の何かの会をやるときに、その地域を回っているバスがあるわけだから、何系統とかいう、そこのところにはもう貼り付けてみる。中にも当然置いておくみたいなような、要するに知恵を出してもらいたいと思うんですよ、もうやること自体も。そういうのはこれから大切なツールにしてほしいんですね。その辺はどうですか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 先ほどのご意見のとおり、情報の共有の周知方法については、おっしゃるように、単に広報とかネットというか、ホームページだけじゃなくて、いろんな周知方法があると思いますので、そういったツールをしっかりと他事例も含めてちょっと研究したいと思います。

○小林委員 もちろんそれで、かぶせて言っちゃ申し訳ないんだけど、例えば計画地で動くところに貼り付けてもいいということですよ。計画地に貼り付ける。例えば番町の家、何とかがあるじゃないですか。そういうところにも貼り付けるとかと。と、関連した人が来ているから意見が出しやすいとか、そういうことですよ。

あともう一つ、ちょっと触れていた生活感なんですよ。そこに生活している人の感覚と

事業者の感覚が一致したいんですよ。そこが一致しないと対立が起きるわけで、事業者が悪いことをやろうとするわけじゃないんですよ。いいことをやろうとして進めようとする、例えばですよ、時速30キロ、生活道路は30キロですよとやったとすると、ただに住んでいる人は、ここで30キロ出されちゃうと危ないんだよというところの生活感とのずれを調整しましょうという話なんで、その生活感というのは、住んでいる人、利用している人、学校もあるでしょう、女子校もあるでしょう、というような人たちの生活感、要するにふだんの生活感を酌み取っていくというのがこれからの作業だと思うんで、その辺を少し盛り込んでいただけないかなというのは。もちろん安全なんかは特にそうですよ。毎日生活している人は、極端に言えば、この信号は混むねなんていうのはいつも感じているわけですよ。だから、信号をどこに造るとか、どこに子育てのを造るかとかいうのも変わってくるだろうから、そういう生活感を取ってほしいということです。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 周知についても先ほど、どういった方に来ていただきたいか、ターゲットによって地域のいろんなところに貼り出すとか、そういったことも含めて検討していきます。

もう一つご意見があった、事業者の考えと、あるいは地域で生活している人の感覚というのは少し事業者には分からないところはあると思いますので、そういった中でやはり少し重複する部分もありますけど、やはり次のシンポジウムでは様々な立場の人にご参加いただいて、地域でいろんなご意見があるということを整理して、それをしっかり事業者に、生活感、住宅街というところも含んでございまして、そういった感覚的なところも踏まえて意見を整理して、事業者さんに伝えていきたいと思っております。

○桜井委員長 春山委員。

○春山委員 関連させていただくんですけども、この多様な人たちの意見というところで、世代の偏りがやっぱりとても気になります。シンポジウムに関しても意見書に関しても、やっぱり子どもたちであるとか若い人たちがまちづくりに参加していくために、どういふふうな手法が必要なのかというのは、やっぱりちょっと検討、研究していただきたいなと思います。もちろん高齢者の意見がどうなんということではないんですけど、やっぱりそれぞれ見える視点がアイレベルもフットレベルも違うので、そこで多様な世代の人たちがどう考えるかということを中心に収集していただきたいというのが1件。

そういった意味で、ちょっとシンポジウムとはちょっと離れるんですけど、このまちづくりが皆さんが言える場が欲しいという意見がすごく多い中で、常設はできないかもしれないんですけど、例えば松山のアーバンデザインセンターは、1階のビルの駐車場をリノベして、そこをデザインセンターにしてあって、そこは中学生とかが学校帰りに勉強しに来れるフリースペースにもなっていて、週末になるとワークショップがあったりとかという、すごいいろんな使われ方、そこに皆さんがポストイトでテーマごとに好きなように貼れるようになっていたりとかという、そういう本当に小さなスペースを活用している事例とかも日本全国各地で、練馬の谷根千とかもいろいろあると思うんですけど、常設はなかったとしても、ある一定期間そういうことをやりながら、じゃあそこで再開発のこの説明会をこういう形でやりますみたいな、再開発説明会だけやりますというやっぱりすごい硬くて、対立になってしまうので、もうちょっと違う行政の柔軟いサポートの仕方というのを今後は検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 2点ございまして、意向把握するときに世代の偏りが  
ないよう、様々な立場の意見をどうやって吸い上げるのかというところだとございまして、  
それは非常に大切な視点だとございまして、今いる方々がこのまちを引き続きよく快適に  
住まうという立場と、あと、まちって、結局持続的に発展していかないといけないんで、  
将来世代のことも考えないといけないということで、いろんな方の意見を吸い上げる必要  
があると思っております。その中で、今後また、先ほどのご質問とかにもありましたけ  
ど、地域の将来像の検討を、どうやって地域の意向を吸い上げて形づくっていくかとい  
うところにつながってくると思いますので、その中でどういった場づくりをしていくかとい  
うことをしっかり考えていきたいと思っております。

2点目は、単なる説明会の周知場所というよりは、ある程度地域コミュニティ的な拠点  
だったり、いろんな機能、まちのこの相談場所という機能を備えたような場所の一つとし  
て、そういったことの周知も兼ねた場所ができないかということでございまして、そう  
いった場所が地域にできれば、それはよりよい地域コミュニティの醸成にも非常に役立つ  
と思いますので、この二番町の開発の中でもエリアマネジメントというのを検討はされて  
いますけど、それはもう少し多分開発がなされた先になると思いますので、そういった形  
が、しばらく既存のものでできないかとか、そういったものは少し学識の委員にも相談し  
ながら、少しいろんな手法を考えてみたいと思います。

○春山委員 よろしくお願ひします。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小野委員 すみません。今、ちょっとアンケートなども、私も基本的なことを理解して  
いないかもしれないんですけども、初回のシンポジウムをやられて、今、2回目を開催  
するに当たって、いろんな質疑の中で、課題というところを認識された上で計画している  
んだなというのは理解しています。この初回のシンポジウムが終わった後の行政目線での  
課題の整理とか、その辺りはどこかで何か公開をされているのでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 先ほどのご質問については、第1回目のシンポジウ  
ムの。

○小野委員 終わった後の、アンケートの結果だけではなくて。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 アンケートの結果ではなくて、さらにそこでの課題、  
アンケートとか、あるいはそこで頂いたご意見とか学識経験者のコメントとか、そうい  
った部分はホームページに公開しているといったところでございます。その中で、先ほど少  
し説明させていただきましたけど、少し二番町に限ったテーマの議論があまり第1回目  
ではなかったよねといったところを踏まえて、今、次の企画をしているというのが流れで  
ございます。

○小野委員 理解しました。ということは、今まさに課題というのを質疑の中で引き出し  
ながらやり取りをして、次の開催に向けての準備をしているという、そういうことですね。  
分かりました。

初回は主体である事業者の方々は参加はされていないということでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 おっしゃるように事業者は参加してございませ  
ん。

○小野委員 分かりました。やはり結果を見てもらうということも大事だと思うんですけ

ど、過程でどういう様子かというのを見ていくというのも、もしかしたら事業者にとっては新しい気づきというのがあると思うんですけど、2回目に向けて、その辺りのところはどのようなご検討をされるのか、何かお考えがあれば、まあ決まっていらないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 委員ご指摘のとおり、1回目は事業者は参加していないんですけど、2回目については少しそういった、先ほどのご意見もありましたけど、この地元でこういったご意見とか心配があるかということもございますので、調整ではございますけど、参加いただくことも検討しているところでございます。

○小野委員 分かりました。お願いします。

○桜井委員長 いいですか。

岩田委員。

○岩田委員 先ほど、二番町の再開発のところに絞って心配事の解消というようなことをやるというような話なんですけど、その説明会みたいなものは二番町だけ、二番町に住んでいる人だけなのか、その近隣の人たちも参加できるのかとか、そういうのはどうでしょう。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 参加者については、特に、今、二番町の地区だけということではなくて、ただ、ある程度番町に関わりのある方というふうに検討しているところでございます。

○桜井委員長 いいですか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 よろしいですか。

○岩田委員 ということは、関わり合いのあるということは、住んでいる人、働いている人もということですかね。学生とか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、質疑を終わります。

取扱いについてご提案をさせていただきますが、二番町の地区に関する陳情でございますけども、まずは、これ、30本あって、5年の日付のものが21本あります。これは都市計画決定、それと議会においては建築条例が議決をされているわけですけども、その前に決めてほしいというような内容のもの、またはそれに関連するものでございます。ということで、この――あ、21番じゃない。23番までですね。23番まで。23番までが17条だとかそういったことに関連するものでございますので、先ほどの別の陳情でもございましたけれども、この23本につきましては、今回のこの陳情審査には、これ以上お預かりしていても審査することが難しいと、かなわないということになるかと思えます。ということで、この1番から23番までの陳情につきましては、本日、皆様からのご意見を頂きましたので、そのご意見を、議事録をもって陳情者にお返しして、審査を終了したいと思えます。

また、24番から30番までについては、本日も皆さんからご質疑がございましたけど、附帯決議に関連する陳情となっております。ということで、この24番から30番までの

送付5-18、19、21~26、31、41、45~49、52~56、参考送付、送付6-8、18、26、38、39、  
送付7-5、7、16、17 陳情審査部分抜粋：令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

陳情につきましては継続審査という形にして、次回以降のところで審査をお願いすると。  
そのようにしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのように決定させていただきます。